

2026年
令和8年

消費生活カレンダー

だまされません
悪質商法

断れますか？
契約しません！

本当に
自分だけは、
大丈夫？



岐阜県県民生活相談センター

～みなさまと県をつなぐ窓口です。お気軽にご相談ください～

- 相談日時 月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)8:30～17:00
- 相談方法 面談(要予約)・電話のほか、郵便、FAX、WEBによる受け付け
- 相談は無料、秘密は厳守します。

消費生活相談

各市町村と県に相談窓口があります。
県では、毎週土曜日(年末年始・祝日・会館休館日を除く)
も電話相談のみ受け付けます。受付時間9:00～17:00

★こんなときに…

- 訪問販売で買った商品を解約したい。
- 身に覚えのない請求メール・ハガキが届いた。
- カードローンや借金が苦しくて支払えない。

商品やサービスなど契約に関する相談に応じます。
悪質商法の対処方法などを分かりやすく学べる出前講座
や、啓発DVDの貸出もご利用ください。

TEL 058-277-1003
FAX 058-277-1005

県内の消費生活相談窓口

※各相談窓口により相談日時が異なりますので、
お尋ねください。

- 可茂県事務所 ☎0574-25-3111
- 飛騨県事務所 ☎0577-33-1111

下記2か所で予約制の面談を実施しています。
事前にご予約ください。

- 西濃総合庁舎
予約先：県民生活相談センター ☎058-277-1003
- 中濃総合庁舎
予約先：可茂県事務所 ☎0574-25-3111



県民相談

★こんなときに…

県の行政に関する相談や、
日常生活の悩み事、困りごとについて
相談に応じます。
どこへ相談したらよいか分からない方は、
まず、こちらの窓口へおたずねください。

TEL 058-277-1001
FAX 058-277-1005

無料法律相談



県弁護士会所属の弁護士が
ご相談に応じます。

面接での相談です。
面接日を確認の上、上記電話番号
に2日前までにご予約ください。

毎月2回
(原則第1・3水曜日)
相談時間 13:00～

交通事故相談



★こんなときに…

- 過失割合はどう決めるの？
- 損害賠償の額はこれでいいのかな？
- 相手方との話し合いができない。

交通事故担当の相談員が様々な問題の相談に応じます。
また、必要に応じて関係機関をご紹介します。

TEL 058-277-1001
FAX 058-277-1005

交通事故巡回相談 10:00～15:00

完全予約制です。
相談日を確認の上、前日までに上記電話番号にご予約
ください。

- 可茂総合庁舎 毎月第2金曜日
- 飛騨総合庁舎 毎月第4水曜日
- 多治見市役所 毎月第1木曜日 ※祝日の場合は第2木曜日
(多治見市日ノ出町2-15 0572-22-1111)

2025 (令和7年) **11月** 霜月 (しもつき)

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1 友引
2 先負	3 文化の日 仏滅	4 大安	5 赤口	6 先勝	7 友引	8 先負
9 仏滅	10 大安	11 赤口	12 先勝	13 友引	14 先負	15 仏滅
16 大安	17 赤口	18 先勝	19 友引	20 仏滅	21 大安	22 赤口
23 勤労感謝の日 先勝	24 振替休日 友引	25 先負	26 仏滅	27 大安	28 赤口	29 先勝
30 友引						

2025 (令和7年) **12月** 師走 (しわす)

日	月	火	水	木	金	土
30	1 先負	2 仏滅	3 大安	4 赤口	5 先勝	6 友引
7 先負	8 仏滅	9 大安	10 赤口	11 先勝	12 友引	13 先負
14 仏滅	15 大安	16 赤口	17 先勝	18 友引	19 先負	20 大安
21 赤口	22 先勝	23 友引	24 先負	25 仏滅	26 大安	27 赤口
28 先勝	29 友引	30 先負	31 仏滅	1	2	3

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

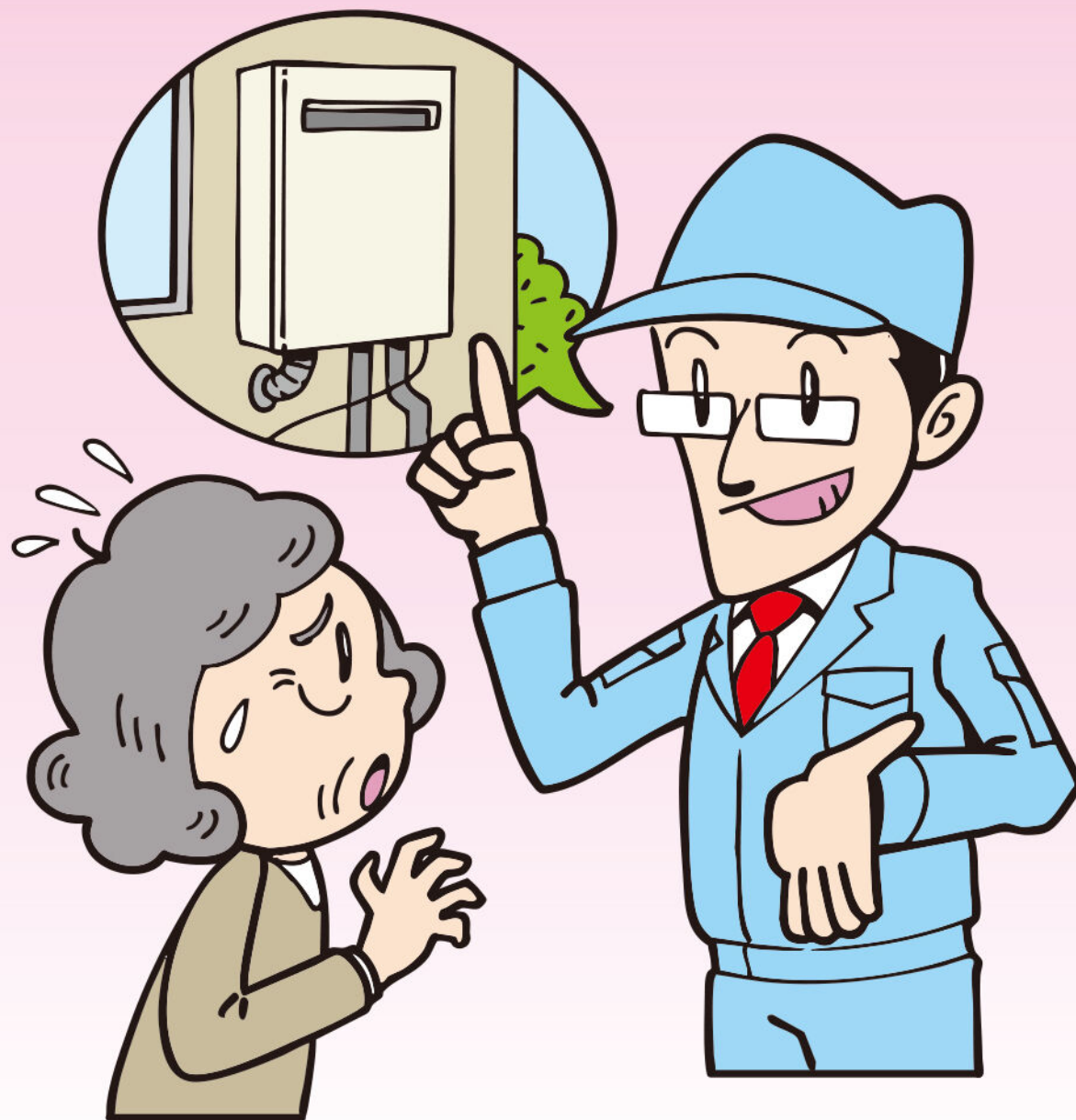
「給湯器の点検」にご注意！

事例

数日前、見知らぬ業者が訪問し「ガス給湯器の点検に回っている」と言われたのでドアを開けて話を聞いてしまった。業者は、道路から我が家を見ていた様子で「すぐに交換しなければ危険い」と言ってきた。最近交換したばかりなので不審に思ったが、もし不具合がありお風呂にも入れなくなったら大変だと思い、承諾してしまった。費用は、60万円だという。高額だし不審なのでこの契約をやめたい。

Point

- 点検を口実に訪問し、消費者の不安をあおるなどして新たに製品を購入させる手口です。安易に点検に応じないようにしましょう。
- 点検後に製品の購入を勧められても、その場ですぐに契約しないようにしましょう。不安な場合、本当に交換が必要か契約先のガス事業者やメーカー等に相談しましょう。
- 購入する場合は、複数社から見積もりを取ることが大切です。
- 給湯器は、長期間の使用により重大な事故が起こる可能性もあります。事業団体等では、10年を目安に信頼できる事業者による点検や取り替えを推奨します。
- 契約してしまっても、クーリング・オフができる場合があります。困った時は、お早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。



2026 (令和8年)

1月

睦月(むつき)

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1 元旦 大安	2 赤口	3 先勝
4 友引	5 先負	6 仏滅	7 大安	8 赤口	9 先勝	10 友引
11 先負	12 成人の日 仏滅	13 大安	14 赤口	15 先勝	16 友引	17 先負
18 仏滅	19 赤口	20 先勝	21 友引	22 先負	23 仏滅	24 大安
25 赤口	26 先勝	27 友引	28 先負	29 仏滅	30 大安	31 赤口

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

「始めましょう！デジタル終活」

事例

夫が亡くなり携帯電話を解約した。最近、夫が契約していたスマホのセキュリティのサブスク契約が残っていることが分かり、事業者に問い合わせてみると「すぐに解約するにはIDとパスワードが必要だ。それが分からなければすぐに解約できない」と言われた。どうしたら良いだろうか。

Point

- スマホ等のID・パスワードは、第三者に知られないよう適切に管理することが重要です。一方で、デジタル遺品を確認する必要がある場合に、故人のスマホ等のID・パスワードが分からずデータを調べられないという問題が発生しています。そのため、万が一の際に、遺族が故人のスマホ等をロック解除できるようにしておく必要があります。
- 例えば、名刺サイズの紙にパスワード等を記入し、修正テープでマスキングなどした「スマホのスペアキー」を作り、万が一の際に家族がみつけれられる場所に保管しておく方法があります。
- 毎月支払いが発生しているインターネット上の契約は、サービス名・ID・パスワードを日頃から整理するほか、エンディングノートの活用も検討しましょう。
- 困った時は、お早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。



2026 (令和8年)

2月

如月(きさらぎ)

日	月	火	水	木	金	土
1 先勝	2 友引	3 先負	4 仏滅	5 大安	6 赤口	7 先勝
8 友引	9 先負	10 仏滅	11 建国記念の日 大安	12 赤口	13 先勝	14 友引
15 先負	16 仏滅	17 先勝	18 友引	19 先負	20 仏滅	21 大安
22 赤口	23 天皇誕生日 先勝	24 友引	25 先負	26 仏滅	27 大安	28 赤口
1	2	3	4	5	6	7

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

「おためし」だと思って購入したら「定期購入」だった

事例

新聞の折り込み広告で通常の半額の「拡大鏡」を見つけ、販売業者に注文の電話をした。その際「目に良いサプリメントのサンプルを送る」と言われた。後日拡大鏡とサプリメントが届いたが、同封の「明細書兼請求書」には、拡大鏡が1千500円、サプリメントが4千円と記載されていた。その後2カ月連続、同じサプリメントが届いたので、おかしいと思い「明細書兼請求書」を改めて確認すると「1年定期」と記載があった。注文した覚えがないのでなんとかならないだろうか。

Point

- 新聞広告の通販やテレビショッピングなどの電話注文時に、別の商品やサンプル等を勧められ承諾したところ、そちらが主契約の定期購入になっていたという相談が寄せられています。
- 商品到着後は、明細書などで定期購入契約になっていないか確認することが大切です。意図せず定期購入になっていたら、すぐに、販売業者に申し込んでいないことを伝えましょう。
- 困った時は、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。



2026 (令和8年)

3月

弥生(やよい)

日	月	火	水	木	金	土
1 先勝	2 友引	3 先負	4 仏滅	5 大安	6 赤口	7 先勝
8 友引	9 先負	10 仏滅	11 大安	12 赤口	13 先勝	14 友引
15 先負	16 仏滅	17 大安	18 赤口	19 友引	20 春分の日 先負	21 仏滅
22 大安	23 赤口	24 先勝	25 友引	26 先負	27 仏滅	28 大安
29 赤口	30 先勝	31 友引	1	2	3	4

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

パソコンの“サポート詐欺”

事例

パソコン使用中に「ウイルスに侵された」と警告画面が出て動かなくなった。大手ソフトウェア会社のマーク等とともに電話番号が表示されたので信用し、電話をすると「遠隔操作で復旧させるのにサポート契約が必要」と言われた。その契約のためにはコンビニで電子マネーを購入し番号の入力が必要ということで、3万円分購入し入力した。しかし「入力間違いで無効になった」などと言われ、何度も購入と番号の入力をさせられ、結局約30万円も支払ってしまった。

Point

- インターネット利用中に、突然警告画面や警告音が出たら、慌てず、まずは偽物ではないかと疑いましょう。表示された電話番号には絶対に連絡しないでください。自分で判断できない場合は、周りの人に相談しましょう。
- 指示されるままに遠隔操作ソフトのインストールに同意したり、サポート契約等の支払いのためと、プリペイド型電子マネー等の購入を求められても応じてはいけません。
- 困った時は、お早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。



2026 (令和8年)

4月

卯月(うづき)

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1 先負	2 仏滅	3 大安	4 赤口
5 先勝	6 友引	7 先負	8 仏滅	9 大安	10 赤口	11 先勝
12 友引	13 先負	14 仏滅	15 大安	16 赤口	17 先負	18 仏滅
19 大安	20 赤口	21 先勝	22 友引	23 先負	24 仏滅	25 大安
26 赤口	27 先勝	28 友引	29 昭和の日 先負	30 仏滅	1	2

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

“架空請求”、“偽メール・偽SNS”

事例

大手通販株式会社の名前でSMSが届き、身に覚えがなかったが、連絡しないと法的措置を取るとあったので電話したら、未納サイト料金を請求された。15万円、さらに40万円分のプリペイドカードを購入し、番号を伝えて支払った。

Point

- 架空請求の請求手段は、電話、はがき、メール、SMSなど様々です。
- 実在の事業者名をかたって本物と思わせたり、法的措置を取るなどと記載したり、消費者の不安をあおるケースも見られます。
- 架空請求は消費者の情報を完全に特定して送られているわけではありません。
連絡してしまうと個人情報を知られ、その情報を元にさらに金銭を要求される可能性があります。未納料金を請求されても心当たりがなければ相手に連絡をしてはいけません。
- 困った時は、お早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。



2026 (令和8年)

5月

皐月(さつき)

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	1 大安	2 赤口
3 憲法記念日 先勝	4 みどりの日 友引	5 こどもの日 先負	6 振替休日 仏滅	7 大安	8 赤口	9 先勝
10 友引	11 先負	12 仏滅	13 大安	14 赤口	15 先勝	16 友引
17 仏滅	18 大安	19 赤口	20 先勝	21 友引	22 先負	23 仏滅
24 大安	25 赤口	26 先勝	27 友引	28 先負	29 仏滅	30 大安
31 赤口						

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

家族や運気の悩みにつけ込む「**靈感商法**」に気をつけて！

事例

最近、我が家に災いがおきるので、何か家に災いをもたらすものがあるのではないかと思い、知り合いに相談したところ、よくあたる占い師を紹介してもらった。その占い師が家を訪れたところ「先祖のたたりで不幸になる」「これを購入すれば少しは不幸から免れることの可能性が高い」と言って、お香セットと印鑑（40万円）を勧められた。高額とは思ったが、これで災いから救われると思い支払った。その後次から次と運気があがるとして物が送られその都度請求に応じた。さらに、もう少し運気が上がるということで、塩もセットで送ってきた（請求書5万円）。このままずっと続くのだろうか。

Point

- 事例の他にも、「あなたの邪気が強すぎて、祈祷してもらう必要がある」「おはらいをすれば大金が入る」などと言われて高額な料金を支払ってしまったケースもあります。
- お金を多く払うことで運が開けたりするわけではないことを理解し、不安をあおるようなことを言われてもきっぱり断りましょう。
- 電話で勧誘されて契約した祈祷サービスや商品などについては、クーリング・オフができることがあります。少しでも不安に思ったら、すぐに消費生活センターにご相談ください。
- 困った時は、お早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。



2026 (令和8年)

6月

水無月 (みなづき)

日	月	火	水	木	金	土
31 先勝	1 先勝	2 友引	3 先負	4 仏滅	5 大安	6 赤口
7 先勝	8 友引	9 先負	10 仏滅	11 大安	12 赤口	13 先勝
14 友引	15 大安	16 赤口	17 先勝	18 友引	19 先負	20 仏滅
21 大安	22 赤口	23 先勝	24 友引	25 先負	26 仏滅	27 大安
28 赤口	29 先勝	30 友引	1	2	3	4

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

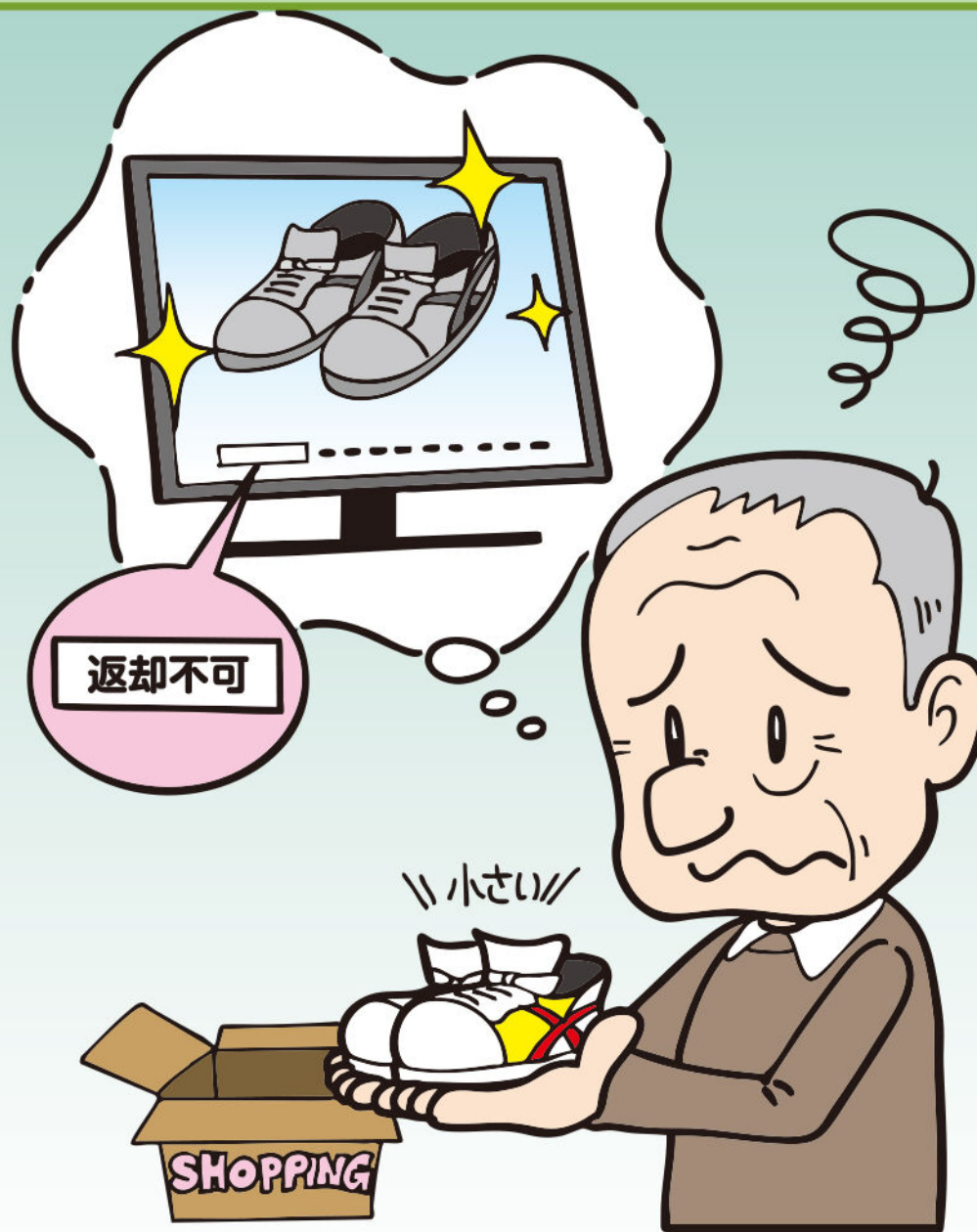
便利でも注意 “インターネット通販”

事例

インターネット販売で靴を購入した。サイズが小さかったので交換希望したが、合うサイズがなく、「返品できない」言われた。注文時に、「返品できない」との表示は目に入らなかった。クーリング・オフできないのか。

Point

- 通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品については事業者が決めた特約（返品特約）に従うことになります。
- 「返品特約」が定められていない場合、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。
- 通信販売で、商品等を購入する際は、事前に返品可否や返品・交換が可能な場合の条件などをよく確認しよう。
- よく分からない場合は、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。



2026 (令和8年)

7月

文月(ふみづき)

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	1 先負	2 仏滅	3 大安	4 赤口
5 先勝	6 友引	7 先負	8 仏滅	9 大安	10 赤口	11 先勝
12 友引	13 先負	14 赤口	15 先勝	16 友引	17 先負	18 仏滅
19 大安	20 赤口 海の日	21 先勝	22 友引	23 先負	24 仏滅	25 大安
26 赤口	27 先勝	28 友引	29 先負	30 仏滅	31 大安	1

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

屋根や外壁、水回りなどの“住宅修理”

事例

見知らぬ事業者がやって来て「近所で台風による家屋の修理をした。ついでにドローンでお宅の屋根の点検もした」と言って、写真を見せられ「屋根瓦に割れている箇所がある。当社が保険金の申請をサポートする」と説明されたため、その場で保険金申請代行の契約をした。その後、契約書をよく読むと「損害保険金支給額の35%を手数料として支払うこと」と記載があった。冷静に考えると、保険会社への申請は、自分でできる。クーリング・オフしたい。

Point

- 「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる。申請をサポートする」などと勧誘され、高額な手数料や、修理をキャンセルした場合の違約金を請求されるケースがみられます。
- 勧誘されてもすぐに契約せず、保険会社への申請手続きに不安がある場合は、まずは保険会社や保険代理店に相談して、アドバイスを求めることが大切です。
- 損害保険は自然災害などによる損害を対象としており、経年劣化による損害は対象外です。うその理由で申請するよう勧められても、決して応じないようにしましょう。
- 契約してしまった場合でも、クーリング・オフができる場合があります。
- 困った時は、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。



2026 (令和8年)

8月

葉月(はづき)

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1 赤口
2 先勝	3 友引	4 先負	5 仏滅	6 大安	7 赤口	8 先勝
9 友引	10 先負	11 山の日 仏滅	12 大安	13 先勝	14 友引	15 先負
16 仏滅	17 大安	18 赤口	19 先勝	20 友引	21 先負	22 仏滅
23 大安	24 赤口	25 先勝	26 友引	27 先負	28 仏滅	29 大安
30 赤口	31 先勝					

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

「SNS上で著名人を名乗る投資話の勧誘」に注意

事例

何か投資で年金以外に副収入がないかと考えていたら、有名投資家のSNS広告が表示された。50万円を投じて5,000万円になったという体験談に惹かれメッセージアプリに登録すると、有名投資家のアシスタントを名乗る人から、投資話が届いた。有名投資家なら信用できると思い、80万円を振り込むと、利益を増やすためにあと80万円を追加するよう言われ、別の口座へ振り込んだ。その後も次々と勧められ、とうとう1,000万円を振り込んだ。運用状況を確認すると3,000万円の利益が出ていたので、引き出そうとしたら、手数料や税金1,500万円を支払わないと出金できないと言われた。

Point

- SNS上で、消費者を信用させるために、著名人本人に無断で名前や写真を使用した投資勧誘が横行しています。著名人の公式サイトや公式アカウント等で注意喚起が出ていないか、まずは確認するようにしましょう。
- 投資資金の振込先に個人名義の口座を指定された場合は、詐欺です。
絶対に振り込まないでください。相手と連絡が取れなくなるなど被害回復は困難です。安易に資金を振り込まないようにしましょう。
- 不安に思ったら、振り込む前にお住いの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。



2026 (令和8年)

9月

長月 (ながつき)

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1 友引	2 先負	3 仏滅	4 大安	5 赤口
6 先勝	7 友引	8 先負	9 仏滅	10 大安	11 友引	12 先負
13 仏滅	14 大安	15 赤口	16 先勝	17 友引	18 先負	19 仏滅
20 大安	21 敬老の日 赤口	22 国民の休日 先勝	23 秋分の日 友引	24 先負	25 仏滅	26 大安
27 赤口	28 先勝	29 友引	30 先負	1	2	3

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

「電気の契約切り替え」要検討

事例

契約中の大手電力会社の代理店を名乗る人が突然訪問し『電気代が安くなる。電気の検針票を見せてほしい』と言われ、理解しないまま検針票を家の中から探し、訪ねて来た人に見せた。検針票に基づいて説明を受け、安くなる根拠を示してくれたので十分納得しないまま申込書に署名し供給地点特定番号を書いてしまった。後で、思い出してみたが、書面はなく、内容もわからなくなったので解約したい。

Point

- 電気の契約を切り替えると電気代金が安くなると勧誘されても、料金プランや算定方法などをしっかり説明してもらい、自分に合っているかをよく検討することが大切です。
- 大手電力会社を名乗るケースがよく見られます。実際の契約先はどこになるのか。事業者名や連絡先をよく確認しましょう。
- 電力会社等は、検針票に記載されている顧客番号や供給地点特定番号などにより契約を行っています。記載情報を元に勝手に契約を切り替えられるケースもあるため、安易に教えないようにしましょう。
- 困った時は、お早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。



2026 (令和8年)

10月

神無月 (かんなづき)

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	1 仏滅	2 大安	3 赤口
4 先勝	5 友引	6 先負	7 仏滅	8 大安	9 赤口	10 先勝
11 先負	12 スポーツの日 仏滅	13 大安	14 赤口	15 先勝	16 友引	17 先負
18 仏滅	19 大安	20 赤口	21 先勝	22 友引	23 先負	24 仏滅
25 大安	26 赤口	27 先勝	28 友引	29 先負	30 仏滅	31 大安

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

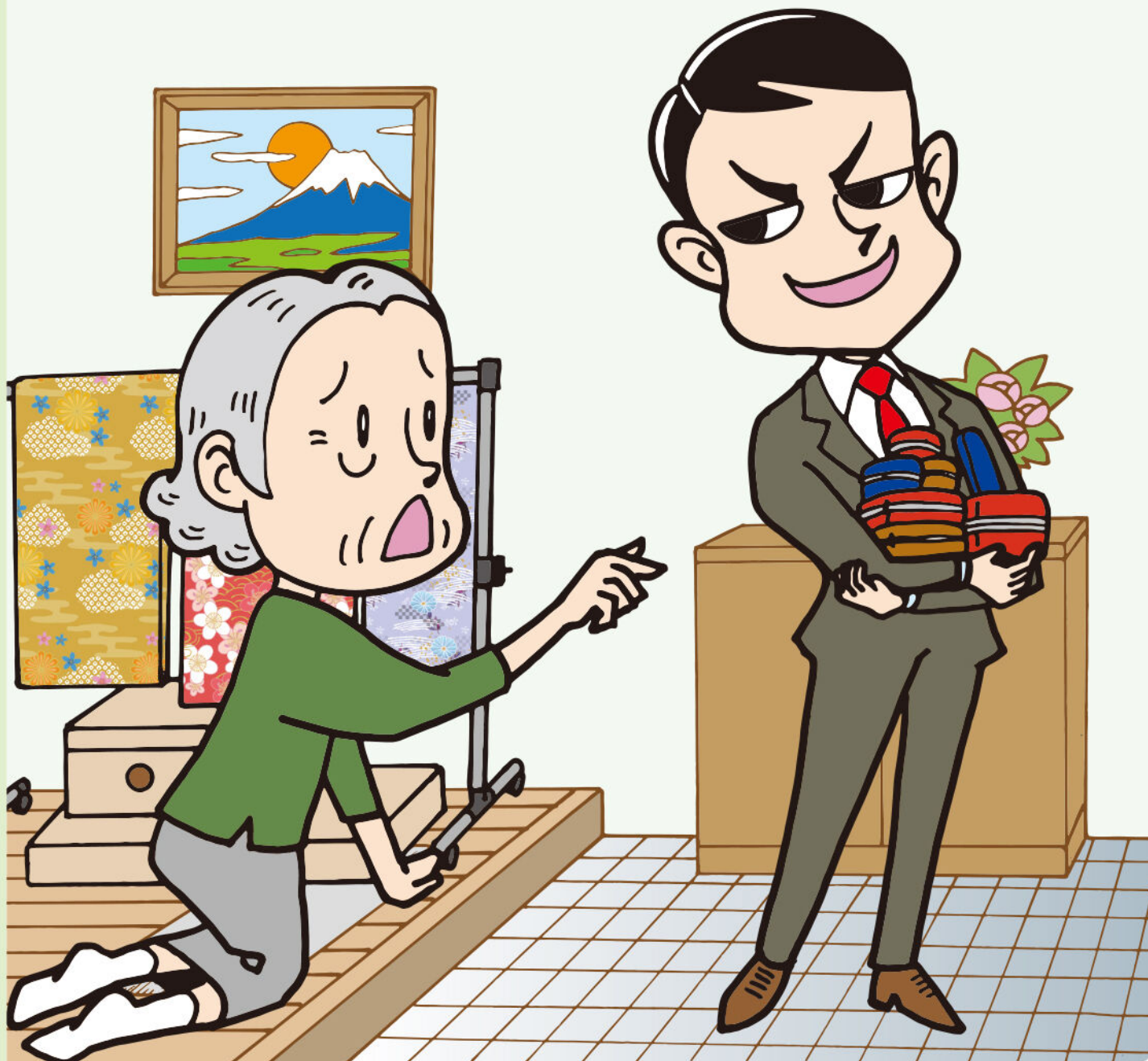
在宅時の突然の「訪問購入」

事例

年配の女性から「どんなものでも買い取ります」と丁寧な電話があり、不要な着物や洋服があるため、了承した。しかし、訪問してきたのは若い男性で、突然「貴金属はないですか。」と強く言われ、用意していた着物、洋服は車に放り込まれた。怖くなって、亡くなった夫の金歯やネックレスなどを探して渡してしまった。それらを探している間に、買取書のチェック欄に勝手に記入され、近くに置いてあった印鑑で押印までされていた。男性は、買取代金として2万4千円を置いて帰った。

Point

- 訪問購入をしようとする購入業者が突然訪問して勧誘することは禁止されています。このような禁止行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。
- 前もって電話等で訪問を約束した場合でも購入業者は、消費者が事前に承諾していない物品の売却を求めることはできません。売るつもりのない貴金属などの売却を迫られても、むやみに見せず、きっぱり断りましょう。
- 購入業者と相対している時に、印鑑を置いて席を外すことのないように注意します。
- 訪問購入は、条件を満たせばクーリング・オフができ、クーリング・オフ期間中は引き渡しを拒むこともできます。
- 困った時は、お早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。



2026 (令和8年)

11月

霜月(しもつき)

日	月	火	水	木	金	土
1 赤口	2 先勝	3 友引 文化の日	4 先負	5 仏滅	6 大安	7 赤口
8 先勝	9 仏滅	10 大安	11 赤口	12 先勝	13 友引	14 先負
15 仏滅	16 大安	17 赤口	18 先勝	19 友引	20 先負	21 仏滅
22 大安	23 赤口 勤労感謝の日	24 先勝	25 友引	26 先負	27 仏滅	28 大安
29 赤口	30 先勝	1	2	3	4	5

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

“スマホ”のトラブル

事例

友人がスマートフォンを使っているので便利だと思い、携帯電話会社の店舗に行った。使い方も何もわからないことを告げると、使い方を教えてくれるということだったので契約をした。すると画面の大きいタブレットもまとめて契約すると安くなると言われ、光回線や電気の契約も同時に勧められ、よく分からないまま契約をしてしまった。家に帰り、説明は受けたもののスマートフォンもタブレットも使いこなせない。

Point

- 初めてスマートフォンを購入する際は、事前に、契約していない人でも参加できるスマートフォン教室等を利用したり、周りの人に操作方法を聞いたりして、自分に合っているかを確認してからにしましょう。
- 契約の際に、光回線やタブレットなど目的以外の商品やサービスを勧められても、内容がよく分からないときは断りましょう。
- 一定の条件が認められた場合、契約を解除できるケースもあります。契約を解除したいと思った時は、すぐに携帯電話会社に申し出ましょう。
- 困った時は、お早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。



2026 (令和8年)

12月

師走(しわす)

日	月	火	水	木	金	土
29	30	1 友引	2 先負	3 仏滅	4 大安	5 赤口
6 先勝	7 友引	8 先負	9 大安	10 赤口	11 先勝	12 友引
13 先負	14 仏滅	15 大安	16 赤口	17 先勝	18 友引	19 先負
20 仏滅	21 大安	22 赤口	23 先勝	24 友引	25 先負	26 仏滅
27 大安	28 赤口	29 先勝	30 友引	31 先負	1	2

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

『クーリング・オフ』を利用しましょう!!

クーリング・オフ制度とは

訪問販売や電話勧誘で契約してしまったけれど、解除したい。そんなときにはクーリング・オフの手続きをしましょう。一定期間消費者に契約を考え直す時間を与え、無条件で契約を解除することを認める制度です。

※クーリング・オフをしても連絡がつかなかったり、返金してくれない事業者もあります。契約はよく考えて慎重にするようにしましょう。



クーリング・オフのポイント

- ①契約書を受け取った日を含めて8日以内（内職・モニター商法・マルチ商法は20日以内）に必ず書面で通知します。電子メール等の電磁的方法によることも可能です。
- ②書面（はがきなど）はコピーをして控えを取り、特定記録郵便または簡易書留で送ります。
- ③代金をクレジット払いとした場合は、クレジット会社へも通知します。その場合は、販売事業者名を必ず記載します。

はがきによるクーリング・オフの書面の記入例

販売会社への通知

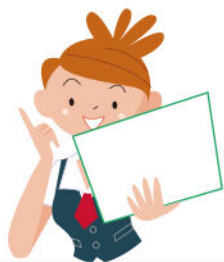
事業者住所 事業者名 代表者名	様	契約解除通知書 契約年月日 ○○年○月○日 商品名 ○○○○○○ 契約金額 ○○○○円 販売者 ○○○○株式会社 ○○営業所 担当者○○ 上記契約を解除します。 支払済みの○○○○円を返金し、 商品はお引き取りください。 通知を出した年月日 自分の住所・氏名
-----------------------	---	---

クレジット会社への通知

クレジット会社住所 クレジット会社名 代表者名	様	契約解除通知書 契約年月日 ○○年○月○日 商品名 ○○○○○○ 契約金額 ○○○○円 販売会社 ○○○○株式会社 ○○営業所 上記契約は解除します。 通知を出した年月日 自分の住所・氏名
-------------------------------	---	--

※既払金がある方、商品を受け取っている場合は書き入れます。

※クーリング・オフが適用されない契約もあります。詳しくは消費生活相談窓口にご相談ください。



消費生活相談窓口は、
あなたの強い味方です！

消費者
ホットライン

☎188 (いやや!)

※お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

ホームページを
ご覧ください

消費者トラブルの事例やアドバイスが掲載されています。

岐阜県消費者の窓

検索